

入札監理小委員会
第389回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第389回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年10月28日（水）17:33～19:23

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○海洋環境における放射能調査及び総合評価事業（原子力規制庁）

○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務（文化庁）

3. その他

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、小佐古専門委員

（原子力規制庁）

長官官房 放射線防護グループ監視情報課 放射線環境対策室 山本室長、千葉放射線
環境対策官、及川解析評価専門官、藤尾係長

長官官房参事官（会計担当）付 安西参事官補佐

（文化庁）

文化部 芸術文化課 支援推進室 石垣室長、中村室長補佐、南川係長

（事務局）

澤井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第389回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、

①原子力規制庁の「海洋環境における放射能調査及び総合評価」の実施要項（案）

②文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務」の実施要項（案）

についての審議を行います。

最初に、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室の山本室長より、事業の実施要項（案）について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○山本室長 原子力規制庁放射線環境対策室長の山本でございます。今日は御審議のほど、よろしく願いいたします。

恐縮でございますが、座って御説明させていただきます。

お手元に資料A-2「海洋環境における放射能調査及び総合評価事業に関する民間競争入札実施要項（案）」を御用意いたしておりますが、最初に1枚紙で御用意してごさいます、全体の事業の概要について御説明をさせていただきます。

この調査でございますが、昭和58年度から我が国における原子力施設の沖合に位置する主要漁場における海産生物、海底土、海水に含まれる放射性物質の調査を実施しているものでございます。

また、平成23年に東日本大震災が起こった後、福島県沖の調査につきましては、国が定める総合モニタリング計画に基づきましてモニタリングをきめ細かく実施しておるところでございます。なお、この総合モニタリング計画につきましては、毎年度、国で改訂等を行いまして、調査地点等の変更ですとか、調査の回数といったものをその時点に合わせてアップデートをしておるものでございます。

この調査でございますが、予算額が10億でございます。また、今年度でございますと、契約金額が8億2,000万となっております。この調査を実施するためには、調査受託者におきましては、海洋生物に関する知見、それから、この事業を実施するに当たって放射性物質の濃度をはかるといったことを行うということで、放射性物質、海産生物の両方について知見を有することが必要でございます。

また、この調査でございますが、海水や海底土につきましては自然界のものの中から採取するというところでございますが、海産生物につきましては、それぞれの地域の海域の漁協と調整をいたしまして、こういった魚種をこれぐらい採取してほしいということを漁協にお願いをし、採取していただいたものを購入して試料として使うことから、この調査を実施するに当たっては、漁協等とのこれまでのつながりといったものも実質的に必要になるものでございます。

契約の状況等につきましては、平成25～27年度の状況がお手元でございます。こちらにつきましては、平成19年度までは随意契約で海洋生物環境研究所、また、平成20年度からは総合評価落札方式で実施してございますが、この海洋生物環境研究所が事業全体を受託

して実施しておるところでございます。

また、説明会等につきましては、平成25、26年度には3者応募をしてきておるところでございますが、入札の応札者につきましては1者になってございます。

これまでの入札の改善状況等につきましては、資料に記載をしてございますとおり、こういった1者応札という状況を踏まえてより参加者を募る形での取り組みをこれまでできておるところでございます。

なお、入札不参加の理由等については最下行に書いてございますが、この調査を実施するに当たって、船の確保が困難だということで、昨年度の入札参加者からは回答があるところがございます。

この実施要項につきまして、簡単に御説明をさせていただければと思います。ページを2枚めくっていただきまして、1ページに「(2)本事業の概要」と書いてございます。①～⑤まで書いてございますが、①、②につきましては先ほどのポンチ絵で説明したものでございます。

こういったそれぞれの海域で調査した結果につきまして、全国15海域（核燃海域を含めて計16海域）を横並びで評価するといった③の事業、海産生物や海水等の調査の結果につきまして漁協等に御説明をする説明・報告といったような業務で成り立っておるところでございます。

なお、⑤につきましては、福島海域沖につきましては、震災後の採取した試料サンプルについて、後々再度はかる可能性があるかもしれないということで、関連の試料を保管しておるものでございます。

2ページ目からはそれぞれの調査の詳細について書いてございますが、3ページ目には試料の頻度、試料数等について記載をしてございます。

5ページ目には、こういった核種を分析するのかということで表が載っております。こういった中で、ストロンチウムやプルトニウムについては非常に高度な機器を用いて測定する必要があります。一方、セシウム等につきましては、そういった核種については、はかることが可能な業者が複数いるという状況でございます。

以降、全国のものに加えて、7ページ以降につきましては、同様の事項が福島沖について説明が書いてあるところがございます。

10ページ目から「③ 調査結果の評価」で下段に御説明を書いてございます。この調査の中では、環境放射能学、海洋学、水産学等の学識経験者を含む10名程度の検討委員会を設置いただき、この調査の計画、調査結果の評価を専門家の目からも御検討をいただいているところがございます。

また「④ 調査結果の報告・説明」につきましては、この調査結果につきまして、パンフレット等を用いまして、関係者、漁協等に説明を行っておるところでございます。なお関係漁業者等につきましては、12ページ目の上部に漁業関係者、自治体、海上保安部といったことで記載をしているところがございます。

13ページ目に「2 確保されるべき対象公共サービスの質」を挙げてございます。

(1)は「実施要項に記載されている内容を確実に実施すること」ということ。また、達成の目標基準につきましては、この業務で対象とする試料について100%の分析を実施することとしてございます。ただし、気象条件等によりまして、試料の採取ができないといった場合はその限りではないということにしてございます。

なお、これまでのこの実績につきましては、29ページ目に平成24～26年度の結果を載せてございます。毎年、全体のサンプル数としては1,000サンプルほど採取を行い、分析を行っておるところでございます。

また、この業務のモニタリングの方法につきましては、6月30日、9月30日、12月31日と3回に分けて、それぞれの進捗状況を25ページに掲載してございます報告書で報告をしていただくということで設定をしておるところでございます。

この業務につきましては、20ページ目に再委託等について記載をしてございます。

(1)については、一括しての再委託の禁止を書いているところでございますが、21ページ目の(2)に、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ総合評価の提案書において、再委託に関する事項について記載しなければならないとしてございます。

こちらの記載事項につきましては、126ページ目にあるとおり、当初から再委託を行うことが予定されている事業者につきましては、契約金額、業務の範囲、業務の分担関係といったものを記載する書類をつけることになってございます。

また、再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で承認を受けなければならないとなっております。

業務の実施状況について簡単に御説明をさせていただきます。26ページ目に「1 従来の実施に要した経費」を記載してございます。この業務は民間に当庁から委託しておるところでございますが、注記事項の4にございますように、この委託費の中には調査にかかる人件費、試料をとりに行くために大きな船を出していただくことになるわけですが、その傭船にかかる費用、分析にかかる費用等が含まれておるところでございます。

27ページ目はどういった人がどういった業務にかかわっているのかでございます。この表に業務の種類が書いてございますが、試料の採取立ち会い、魚試料の前処理立ち会い、その結果についてデータの整理・解析・評価を行うといったこと。それから、結果の説明を行うといったことが海洋生物環境研究所における中心の業務になっておるところでございます。

この業務をそれぞれどのようにこなしているかでございますが、30ページ目に「5 従来の実施方法等」で書いてございます。

上部に調査の実施内容ということで調査の事前調整、試料の採取ということで、これは船に海洋生物環境研究所の方も乗って採取をする。それから、データの整理・解析・評価といった業務を行っておるところでございます。それぞれの採取時期、試料の分析期間に

ついて資料として提示させていただいております。

今、御説明したとおり、海洋生物環境研究所におきましては、試料の採取を行い、この分析につきましては非常に大量に分析を行うということで、一部外注を行って実施をしてございます。

本調査につきましては、官民競争入札等監理委員会でこれまでの議論の中、いろいろ各種議論がされ、平成26年7月の基本方針の中では、国際原子力機関（IAEA）という国際機関が実施しているプロフィシェンシー・テストの結果が判明し、国内の状況を把握した上で平成27年度に入札公告を行うことになっていました。IAEAが実施する技能評価のテスト結果でございますが、IAEAが用意したサンプルを各種機関が測定をして、一定の能力を有しているかどうかを判断する試験でございます。

この結果が、実は、先週に報告書として外部に公表される形で取りまとめられたということで、15カ国30機関が海水のセシウムの濃度などについてお互いに測定して評価が行われたものでございます。このうち日本からは12機関が参加をしており、セシウムにつきましては、日本の参加機関11機関のうち測定の結果が「not accepted」で受容できないとされたのが1機関だという状況になっておるところでございます。

本日、御説明をする入札の実施要項では、こちらの分析を行う者に関して一定の能力を有する者という形での記述をまだ入れ込めていないところでございますが、先週、IAEAにおけるプロフィシェンシー・テストの結果を踏まえまして、現在、この測定について一部海洋生物環境研究所から随意契約で分析が外注されているところについて、IAEAが実施したプロフィシェンシー・テストで一定の能力が確認された者に対して、コスト面での競争が働くような形で再委託をするようにということを追加で実施要項に入れ込むことによって、海洋環境放射能総合評価事業につきまして競争性を高めるという形で、来年度実施してまいりたいと考えておるところでございます。

また、この調査につきましては、約8億ということで事業の規模が大きいことがございます。冒頭に御説明をしたとおり、震災の前までは全国の15カ所の海域におきまして、ポンチ絵の左側の調査をやっておったところでございます。

その後、福島震災を踏まえて総合モニタリング計画で調査をしておるということで、ポンチ絵の左側で実施しております全国の調査、福島の調査といったものについては、これまで全国の海の中で福島の状況もどういう状況にあるのかを横並びで評価することが妥当であろうと考え、一体の事業として実施をしてきておるところでございます。

本日、御議論の中で、全国と福島の調査について分割をするほうが妥当であると御判断をいただくのであれば、この2つについては当庁として分割する形でさらに事業規模を小さいロットにすることで競争性の確保についても考えていきたいと思っております。

入札等の細かい点について、本来であればもう少し説明を必要とするのかもしれませんが、概要につきまして、私からの説明は以上で終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見、御質問のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

今、最後におっしゃっていた、このポンチ絵におきます左側と右側が2個あって、現状では一括して整理されている。これを分割する案もあり得るというお話をなさったと思うのですけれども、もしもお手元にデータがあればなのですが、右側の部分の福島近海域については、ざっくりで大体どれぐらいのコストがかかりそうなのでしょうか。

○山本室長 平成23年の前までは左側だけで実施しており、5億弱という数字でございませう。福島のほうは今、3億程度でございませう。

○辻専門委員 ポンチ絵だけ拝見しますと、右側の部分は検査をすべき海域をアルファベットで例えばB1とかB3とか書いて細かくメッシュが区切られてございませう。他方で、左側の全国海域のほうについては、ここまで細かく採取地域は決められていないのでしょうか。

○山本室長 ページ数で申しますと42ページに北海道の例で図を載せてございませう。北海道の海域で申しますと、海底土について4つの測点で実施をしてございませう。また、海水については、福島でも同じようなことでございませうが、それぞれの地点で表層と下層ということで、2層で実施をしてございませう。

それぞれの数字等につきましては、資料の3ページに試料数を載せてございませう。

○辻専門委員 分かりませう。

続けてよろしいのでしょうか。今回の事業の肝は、御庁がなさるあちこちの指定海域、指定の場所から正確にサンプルを持ってくるのがかなり重要かと把握してございませう。

この場所でこの時期にこの魚を持ってきてほしい、もしくはこの時期にこの場所で、例えば水深何メートルの場所の水を持ってきてほしいとかいうようなオーダーをおそらく出すのかと推測してございませうが、持ってこられた試料が実際にその場所、その時間に厳密に言われたとおりに持ってきた試料であることを確かめるすべは何かあるのでしょうか。

つまり、私が懸念してございませうのは、実際に現場に行っても面倒なので表層の水だけとってくるのか、本当は200メートル水深の水をとってくるように言われたのだけれども、いろいろ面倒なので表層水だけ場数合わせで拾ったとかいう状況もあるのかなと思つたのですが、このあたりの正確性の担保はどのようになさっているのでしょうか。

○山本室長 先ほど30ページ目で、試料の採取のときには乗船立ち会いを含むということで括弧書きをさせていただいてございませうが、今、先生から御指摘のあったところについては肝ということで、傭船をして海洋生物環境研究所の職員が乗船立ち会いをしてございませう。

こういった関係で27ページ目に人日を載せてございませうが、27ページの表の一番上の「試料採取」に「419.0人日」という形で、試料採取の際は乗船立ち会いをしてきちんと試料が適切に採取されているかどうかを確認してございませうとございませう。

○辻専門委員 それはつまり、現状この海洋生物環境研究所さんが受託なさっていて、受

託者が監督しているという御趣旨ですか。それとも、来期以降に新しく事業者さんを募集した後も海洋生物環境研究所の方が監督をなさるという趣旨なのでしょうか。どういう趣旨でしょうか。あくまで受託者さんが乗船して正確性を担保しているというだけですか。

○山本室長 そういうこと（受託者が監督している）でございます。

○辻専門委員 これも性悪説で語りますと、新しい、もしくは現行の事業者さんでも構わないのですけれども、受託者の方が何かよからぬことを考えて不正を考えようと思った場合には受託者を信頼するしかないという状況でしょうか。

○及川解析評価専門官 及川と申します。

実際には、乗船したときには船は航海日誌をつけます。それに合わせて電子データとしてGPSのデータ、海水や海底土の試料採取の際には水深計ですとかエコーサウンダーのような水深をはかる機械といったものを同時につけておりますので、その生データも船側より全部受託者に提出をしているので、そのログと航海日誌といったもののデータを突き合わせて不正はないことを突きとめるすべはあります。

○辻専門委員 例えば、航海日誌については、正確に緯度経度等を記録しなければならないという別の法律があるという理解でよろしいですか。

○及川解析評価専門官 航海日誌については、例えば一等航海士の方がつけて船長が承認するというところで、船を運航する方の責任（船員法に基づく）において扱っておりますので、そういったログと突き合わせて正確性を担保することはできます。

○辻専門委員 間違いなくその海域に出かけているという部分の担保を一応できる。さらに指定した水深でちゃんと採取したかどうかについては、水深計とかそういう生データがあるので一定程度担保することは可能という理解で合っていますか。

○及川解析評価専門官 船の運航に際しても、GPSのデータは全て記録されますので、いつどこでどんな船がどこに行ったというのは記録に残っております。

○辻専門委員 分かりました。

一旦私からは結構です。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございます。

競争性を高めると室長はおっしゃってしまして、まずそもそも先ほどの説明の中で、セシウムの分析はかなりいろいろとできるだろう。それに対してストロンチウムやプルトニウムの場合には、機械等の問題があるのでセシウムほどにはおそらくどこでもできるようなものではないという御説明の趣旨だったと思うのですけれども、そもそもこうしたストロンチウムやプルトニウムで原子力規制庁さんが想定する分析ができる相手というのはどれぐらい数がいると思っていらっしゃるのでしょうか。

○山本室長 先ほどのIAEAが実施するプロフィシェンシー・テストにつきましては、日本での海洋の測定結果について、諸外国にも信頼を持ってデータを見ていただくためにIAEAの御協力をいただいて、今回は欧米の機関に加えて日本の12の機関が参加をして海水のセシウムなどについて測定して、その技能を評価いただいたところでございます。

このプロフィシエンシー・テストを実施するに当たっては、原子力規制庁からもこういった放射性物質の測定を実施している分析会社に広く参加を呼びかけて実施をしておるということでございます。先ほど御紹介した11者は、セシウムについて一定の能力を有するかどうかという評価に臨んで、そのうち1者だけが「not accepted」ということで、試験の結果としてはなかなか受容できないという評価をいただいておりますが、10機関についてはセシウムについて一定の能力ではかれるという結果をいただいておりますので、海水については国際的にも一定の能力をいただいた者がいるということ考えておるところでございます。

ただ、海底土、海産生物等については、今、そういった国際的に評価を横並びでするようなプロフィシエンシー・テストが行われていないため、競争性を高めるということでは、海水についてIAEAのプロフィシエンシー・テストといった結果を踏まえて、一定の能力を有する者の中から競争性のある受託者を選ぶという形で、今回、改善を図ってはということ考えておるところでございます。

○浅羽副主査 そうしますと、一定程度の数はまず基礎的なものとしてあるという上でお話を伺いたいのですけれども、例えば、本日いただきました実施要項の26ページの別紙2で先ほども簡単に触れていただきましたが「従来の実施状況に関する情報の開示」で総額だけが書かれていて4番の中にこういうものが含まれますとあっても、これはほとんど開示したことにはならないのではないかと。

といいますのは、入札価格の九十何%が総額として書かれているだけで、そういったところよりも先ほど説明をいただいたとおり、例えば備船が確保できなかったとかいうことでもそれはコストの問題なのかとか、いろいろとこれぐらいコストをかければ実は備船は確保できていたはずだとか、そういうところが開示されるのがまず大事なのではないかとこれは素人だからなのかもしれないのですけれども思うのですが、いかがでしょうか。

○山本室長 その点については、今回、御指摘を踏まえて追記をするということで対応させていただきたいと思っております。

主に備船の費用が全体の3分の1ぐらいかかっています。この事業をやろうといったときにそういった費用がかかるということを事業のイメージとして持っていただけるように、分析費用、備船の費用等について追記したいと思います。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。

既に御説明があつて、従前の原子力発電所の海域の事業と新たにここで出てきた事故の後の海域の事業は、目的も得られた結果の使い方もおそらく違うのだろうと思うのですけれども、そこはまとめて10億円とか8億円というのではなくて、目的ごとにちゃんとやられることをやられたほうがいいのではないかとと思うのです。そこら辺の見解を聞かせてください。

例えば、左側の、日常的に運転している原子力発電所の沖合の海域になりますと、事業者は自分で海の生物とかセディメント（泥）とか海水とか、みんな取っているわけです。

それと自治体も取っているわけです。いろいろな県の原子力センターとか監視センターも取っているわけです。

さらにお金をかけてやるだけ意味があるのでしょうか、あるいは年に4回しかやらないのですけれども、この事業の位置づけはどのようにされるのですかというあたりなのです。右側の事業は事故の後にこの海域のいろいろなところは電力会社も取っている。自治体もある程度やっている。ここで重ねてやる。右の場合には、例えば国立の研究所などもデータとかをいろいろいっぱい出してくるわけです。

それをさらに3億円ぐらいかけて事業をやることの意味合いとか、あるいはこれは両方とも公のものではなくて、一企業がやることになるわけです。だから、前やったことの信頼性を確認というときに、電力会社がやっているのは怪しいかもしれないから自治体やる。それをさらに重ねてやることの意味合いは両方ともあると思うのですけれども、ちょっと長くていっぱい言いましたが、そのあたりの見解を聞かせてください。

○山本室長 まず右側の福島の海域における調査につきましては、小佐古先生の御指摘のようなことが起こらないようにということで、総合モニタリング計画を策定して、国として全体の整合がとれた形で進めようとしておるものでございます。

この資料におきましては、46ページから総合モニタリング計画をつけてございますが、右上に年月日を書いてございますように、毎年度その年度でどういった調査を行うのかを、下に構成員ということである環境大臣を議長とするモニタリング調整会議の中で決定をして実施してございます。

今回、私どもが担っておる海洋の調査につきましては、51ページ目の中ほどに海域モニタリングということで柱立てがされており、中身については「別紙 海域モニタリングの進め方」に沿ってモニタリングを行うことで、括弧書きの関係者の中で実施をすることになってございます。

別紙につきましては55ページからつけてございますが、この海域での調査につきましては、55ページ目の中ほどの「2 実施体制」で、関係者が56～57ページのそれぞれのポイントごとに誰が実施するのかといったことを右の欄で確定して、それぞれの者がお互いにかぶらない形で実施をしているところでございます。

そういった形で、私どもの点以外にも関係者でそれぞれの海域の役割分担のもと、近いところは電力会社といったところがやってございますし、その目的等に応じてそれぞれ関係者で役割分担をしてございます。

また、全国の海域の調査につきましても、それぞれ私どもは実施するに当たって、単に測るだけではなく、この調査の中では原子力施設の沖合の測定結果と原子力発電所による影響を受けない海域を選定して比較することなどもこれまで実施をしておるところでございます。

説明の中で省略をしてございましたが、2ページ目に調査の事業の実施内容の中で解析調査といったことで、測定の結果を踏まえてそれぞれの地域がどういう状況にあるのかを

比較し、検証することもこれまで実施をしてきておるところでございます。

こういった、単に測る以外の部分をどういった調査をしていくことが適当なのかは、専門家の検討委員会といったものを調査の受託者が設置し、御指導をいただきながら調査を行ってきておるところでございます。

そういった意味で、私どもは国という立場で、それぞれの海域が漁場の安全性の確保といった点から問題ないという確認を行い、また、それを関係者にきちんと説明していくことで、原子力発電所の立地近海の海域の安全性の確保といった観点から、事業を実施しておるものでございます。

それぞれの電力会社が実施する調査については、それぞれの施設で適切に運転され、海域等に放射性物質が出ていないかどうかを事業者として確認することで、別途違う目的で実施されておるものと私どもは考えておるところでございます。

○小佐古専門委員 ありがとうございます。

私がお聞きしたのは、事業者がやると怪しいかもしれないから自治体が二重チェックをやる。そこをさらに重ねて、おまけに民間の事業者がやっていく意味合いをもうちょっとテンポよくやったほうがいいのではないのかなという気がしたということです。

右は福島事故が起きていろいろなことがあったのですが、お書きのように水産庁とか国交省、海上保安庁、関係府省、福島県とかいっぱいやっているわけです。それをさらに年に4回ぐらいで重ねてやることの意味合いを上手に説明されたほうがいいのではないかと思うのです。性格が右と左でかなり違うし、趣旨とか目的も違うということです。

もう一点ですが、今のところとも絡んでプロフィシェンシー・テストというか、こういうサンプルはちゃんと測れますかというので技量を見るということで、一種のブラインドテストですね。気になるのが15カ国30機関で日本から12機関で、ほとんど日本ではないかということなのです。日本は海に接しているということで、11機関も合格できそうなところがあったというのは御同慶の至りなのですけれども、そうだったら1者だけが応札しているというのはどうなっているのだろうか。ある程度力を持っておられるところもおられるところです。もうちょっと競争的な要素を入れて、せつかくのお金を上手に使っていただけたらという思いもあることはあるのですが、いかがでしょうか。

○山本室長 これまでIAEAで実施されてきたプロフィシェンシー・テストにつきましては、IAEAという国際機関が音頭を取って、基本的に各国から分析機関としては1～2機関参加するという形でこれまで実施されてきたところでございます。

一方、福島以降、日本近海での海の状況について、世界に情報を発信していく中でその数字の信頼性の確保を図るため、諸外国の分析機関とも一緒に横並びでブラインドテストを行うことが非常に有益だろうということで、IAEAの協力もいただきまして、今回、日本での枠を広げていただいて実施したことから、今回30機関のうち12機関は特別な形で日本の機関が参加しておるという状況でございます。

したがって、これまでIAEA等国際機関でプロフィシェンシー・テストに参加してい

た事業者に随意契約で分析を委託しておったところでございますが、先生の御指摘のとおり、今回、こういった形でIAEAにおいて評価されたことを踏まえ、そこで一定の能力があることが確認された機関に対して価格の面で競争いただく形で再委託を行っていただくことが適当ではないかと考えてございます。

その点については、実施要項の中で海水のセシウムを分析する場合にあってはということで、IAEAのプロフィシェンシー・テストでこういった場合の者に対して競争性のある形で選定をするといった内容を追加することが、先生の御指摘も踏まえて適当ではないかと考えておるところでございます。

○小佐古専門委員 最後に短く一つ、辻さんからも御指摘があったのですけれども、例えば左のほうなどは漁業者からお魚を買ってはかるということですね。だから海水とかセディメント（泥）を取るときには位置とかそれを航海日誌である程度これでしょうという証拠を出していけるのですが、漁業者からお魚を買い取ることになれば、非常に意地の悪い言い方をすれば、今日はあれが出たからちょっと違う地方のお魚を突っ込んで一丁上がりということもできなくはないのです。

そこら辺のサンプリングの妥当性みたいな信用性とか、どのようにやられるのでしょうか。

○及川解析評価専門官 小佐古先生に御指摘いただいた点なのですけれども、魚の妥当性は、確かに漁協さんにAという魚をこの時期にほしいというオーダーは出すのですけれども、実際にどこで取ったというのは漁協さんの中で船の割り振りがあって、Aという船頭さんの船で今日とりに行って何トンとれたとか、そういった詳細なデータを漁協さんがお持ちです。

その中で、ヒラメだったらヒラメを何キロ取ったとか、そういったデータは漁協さんがお持ちなので、そのトレーサブルは確保できると考えております。

別の日に取った、もしくは近海で漁場がちょっと違うところで取ったとかになりますと、魚の前処理の段階で、ただ肉を取るだけではなくて胃の内容物ですとか成長の度合いも見ていますので、例えば胃の内容物がほとんど同じなのですけれども、たまに違うものが入ったりするときは試料対象から除くとか、明らかに違う魚種が入っている場合には除くとか、そういった知見まで有しているということで、魚の専門家である海生研に長い間事業をお願いしているという状況です。

魚の履歴はなかなか難しいのですけれども、できる限りそういったところでサンプルの妥当性は確保することになっています。

○辻専門委員 1点気になったところなのですけれども、今回のこちらの事業の目的は、1ページ目を拝見しますと「（2）本事業の概要」から3行目の目的が「漁場の安全の確認等に資することを目的」とございますので、客観的にこの漁場がどれぐらい汚染されているか、汚染されていないかをお調べになる点が目的かと承知しております。

この目的との関係なのですが、多分客観的に正しいデータをとるという点が一つまず大

事なのでけれども、さらにもう一つは、客観的に正しい情報がとれているだろうという見
ばえも大事かと思われます。

後半の見ばえも大事なのですけれども、とにかく一番大事なのは、間違いなく客観的に
正しい情報が得られていることが大事だと考えておりますので、その観点から考えますと、
今回、受託者の資格要件、10ページ目で調査検討がしっかりと妥当に行われているかどう
かに関して検討委員会を設置なさって客観性を確保なさろうとしているという点はうかが
い知ることができるのですが、一点気になっているのが、例えば今回の、特に福島県沖で
ございますが、汚染物質の排出事業者が万が一検討会とか受託者に、濃淡は別にして幾ら
か関わっている場合には、まず見ばえが悪くて外から痛くもない腹をつつかれるという可
能性があるかと思ひます。

さらにもう一点、性悪説で語ると、排出事業者が絡んでいる以上は客観的なデータをと
っていないのではないかという点にも疑義が生じるかと思われます。

そこで一つ伺ひしたいところなのですけれども、受託者、検討委員会の中に、そのよ
うな汚染物質の排出事業者の関係者、ここではつまり関係にも濃淡がございますので現時
点では関係者と一くりに申し上げておきますけれども、濃淡は別にしてそのような汚染
物質の排出事業者、関係者がこの事業にかかわることについてどのようにお考えなのか。

もしもその点について問題であると考えていらっしゃるのであれば、具体的にどのよう
な方法でそのような関係者を排除しようとしているのか伺ってもよろしいでしょうか。

○山本室長 今、検討会の委員をお願いをしている先生は基本的にここに書いてございま
す学識経験者ということで、これまで放射性物質、海産生物等について研究をされておる
学者、県の原子力センターでモニタリングをされている関係者、漁協等の関係者で構成を
しており、今の御指摘のような方については、当然、受託者のほうで検討委員会を設置す
際にはそういった方に委員になってもらうことは控えていただいておりますという状況で
ございます。

ただ、御指摘のような形のことを仕様書上で明確にうたう必要があるのではないかと
いうことであれば、そういった点について追記をすることはまた検討してみたいと思っ
てございます。

○辻専門委員 口頭でお控えいただくだけではなくて、国民に説明するときに仕様書上で
しっかり明記していますからという形で安心していただくことも考えられますので、一つ
御提案ベースでございますが、今の点の御検討をお願いしたいと思います。

○尾花主査 では、何点か御教示願ひたいのですが、1ページ目の「(2)本事業の概要」
で「漁業の安全の確認に資する」という記載がございますが、確認する方というのは国民
でしょうか。誰が確認することを目的にされておられますか。

○山本室長 この調査を実施して、規制庁としてもこの漁場が漁場として安全であるとい
うことを確認し、またその結果についてはパンフレット等を作成し、広く国民にも御理解
をいただくということで、この調査の結果についてはホームページ、パンフレット等を作

成し、漁業の関係者ですとか地域の自治体といった方々にその結果を御説明し、漁場の安全性について理解をいただいております。

○尾花主査 それとの関係なのですが、13ページの「確保されるべき対象公共サービスの質」の(1)ですが「本業務の実施要項に記載されている内容を確実に実施すること」という非常に簡潔な表現になっているのですが、通常目的に即した質の設定をしていただくのがよいように考えております。

今のお話だと、国民、あとは漁業関係者により理解していただくことが目的であるのであれば、質の設定のところでもそういった観点からの工夫をしていただくと、よりこの事業が有効になるかと考えますが、御意見はいかがでしょうか。

と申しますのも、11ページにあるように報告書200部、パンフレット600部と書いてあることが確認に資するのかどうかについて私がいまだに理解できなかったことと、例えば海洋放射能や環境放射能分析の知識を有する者を少なくとも1名同行させて何か説明させると記載されているのですが、これが8億もかけた事業として有効に説明がされていると確認できているかを質に記載していただくことが、よりよい予算の執行になるのではないかと考え、意見を申し上げます。

○山本室長 今の御指摘を踏まえて、私どもはこの漁業関係者に対して、単に説明をするという行為だけではなく、その説明をした結果、漁場の安全性の確保についてよりよく理解されたかどうか、手法等については持ち帰ってよく考えたいと思いますが、そういったことについてアンケートをとって、その説明が十分理解され、漁場の安全性の確保が理解できたかどうかといったものを確認することをこの中に業務として追加させていただければと思います。

○尾花主査 それから、28ページの実施の開示なのですが「事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある」という記載がありますが、これは委託費に減価償却費を含めていいというものなのでしょうか。それとも、準備すべきものは各自負担でという趣旨でしょうか。

と申しますのは、民間事業者において準備したものが電話71台、ファクス4台とか机65台と記載がありますが、もし委託費で減価償却費を認めていただければ、きっと過去の実施状況で減価償却費が出てくると思うのですがこれはゼロとなっていて、この従来の実施に要した施設及び設備の開示とお金のところが新しく入ってくる方にはうまく理解できないのではないかと申しまして、補足の説明があればと思います。

○山本室長 別紙2の書き方について、また内閣府の事務局と御相談をさせていただいて、適切なものが記載されるようにしたいと思っておりますが、分析等にどういった費用がかかるのかはこちらの委託費の中で分析費用等を記載すること、それに応じて全体が1,000サンプルだということを見比べることによって、1検体当たりおおむね幾らぐらいなのかというのは、この事業を御検討いただく方に見えるのではないかと考えておるところでございます。

分析は当初の設備費用を最終的には何年間何コストで回収するというところで、分析費用を設定しておるところでございますので、その費用を見ることによって、分析1検体当たり大体幾らぐらいかかっておるといのがわかるのではないかと考えてございます。

私ども国から民間に委託をしている場合には、その総額を26ページ目の委託費に全額計上すると認識をしておったものですから、そこに総額を今、記載をさせていただいておったところでございます。

以上でございます。

○尾花主査 「従来の実施状況に関する情報の開示」で、27ページで例えば「結果説明等」「委員会等」というものがございますが、そういったものの開催回数とかどこで開催したのかは、開示することによって新しい入札を考える方への開示になるかと思うのですが、その辺の開示は難しいのでしょうか。

○山本室長 委員会の開示につきましては、説明が不十分で恐縮でございますが、10ページ目に「イ 検討委員会の設置」といったところで、この開催回数につきましては、下から5行目に「検討委員会は年3回開催し、うち1回は電子メールを利用した会合でも可」ということで、集まっていたのは調査計画の承認というのが年度の前半1回、それから、結果が出た後、その検討評価を年度末に11ページ目の内容でもう一回開くということを中心に設定しておるところでございます。

結果の説明につきましては、11ページ目に「④調査結果等の報告・説明」で記載をしておるところでございますが、その対象者につきましては、12ページ目に関係機関・団体として列挙しておるところに説明に行くということで、この関係団体に中間の取りまとめの結果、年度の全体の結果ということで2回説明に行く記載をしておるところでございます。

もし記載が分かりにくいということであれば、また27ページ目にもそういった情報を追記するといった形で改善を図っていきたいと思います。

○尾花主査 ありがとうございます。

○辻専門委員 続けてすみません。

11ページの下に「ハ」と書かれてございまして、「ハ」から3行目に「調査対象海域の関係機関・団体に説明を行うこと」とございます。この説明を行うことというのは具体的な説明の方法でございますが、何か報告書を郵送して終わりにするとか、下のほうには「会議等（※）に出席し説明を行うこと」とございますので、実際に何か会合、説明会のようなものを開いて壇上に受託者の方が乗っかって御説明申し上げて、適宜会場の漁協関係者様たちから意見とかを聞くとか、そのようなことも想定なさっているのでしょうか。

○藤尾係長 藤尾と申します。

説明については、魚を提供していただいた漁協や各自治体等関係者の方々に対して現地に伺って行きます。但し、先方もお忙しく時間がとれない場合もございますので、その場合は、資料の郵送だけということもございます。説明の際には、パンフレットや報告書を

見せながら状況を説明することを想定しております。現在もそのようにしております。

○辻専門委員 その際には、現地の、特に意識の高い漁協さんとかになると、かなり漁師の方々がいっぱいやってきて、実際に現場の漁場に毎日出ている方々ですからいろいろ細かい点に気づいたりとか情報もお持ちだと思います。

いろいろ現場からの情報提供とか、もしくはこのようにやってもらいたいとか、生の情報とかも吸い上げられるのでしょうか。

○藤尾係長 説明は漁協の代表（担当者）の方を中心に行っております。また、今年の海の状況はどうだとか、いろいろ事業についての情報は取りまとめて、仕様書上には書いていないのですけれども、まとまった段階で規制庁に報告させております。

○辻専門委員 先ほどの10ページ目の検討委員会の設置の部分で、先ほど私は汚染物質の排出事業者との濃淡等があるので、このあたりを御検討いただきたいと申し上げたところなのですけれども、そうとはいえ、おそらくどのような濃度まで許すのか、例えばここに書かれている専門家、学識経験者等でもおそらく汚染物質の排出事業者から過去何年以内に研究費の寄附を受けたか否かとか、いろいろ細かい規範をつくるのはかなり困難だと思います。

そこで、まずは一旦今後の国民目線で納得がいくかどうか。国民目線での批判に耐えられるようにするために、例えばなのですけれども検討委員会について委員の名簿は今後、公表なさる予定はあるのでしょうか。

○山本室長 報告書をホームページに載せてございまして、その中に検討委員会のメンバーについて記載をしておるところでございます。そういった意味で、そういった方々が委員となっているか国民がわかるような状況になってございます。

○辻専門委員 最後にもう一点。受託者さんの中身です。どんな受託者さんなのかを見るときに、例えば受託者さんが社団法人等であれば多分理事長とか理事の名前とかは公表されているかと思えます。株式会社であれば、登記簿等があれば取締役が誰かという部分はわかるかと思えます。

ただ、一点多分問題になるのは、例えば受託者が株式会社であった場合に、株主のオーナーさんの名前はなかなかわからないのです。上場企業であれば適宜資料を見てわかるかもしれませんが、閉鎖会社の場合には株主の名前とかはわからないと思えます。

そこで一点御提案なのですけれども、受託会社が株式会社だった場合に、筆頭株主の名前を出せとかそのあたりまで、かなりこの部分はハードルが高いかもしれませんが、とにかく受託した人間がどんな人間なのか、中身はどんな人間がいるのかがわかる工夫を一つ御検討いただければと思えます。

以上です。

○山本室長 今、いただいた意見につきましては、ほかの実施要項等でどういった形でそういうものを記載しているのかも勉強させていただいて、また事務局とも御相談させていただければと思えます。

○浅羽副主査 いろいろと申し訳ありません。

報告書等調査結果概要についてなのですが、この報告書や調査結果概要について、規制庁さんはどのような形でかかわるのでしょうか。これぐらいのレベルは求めるとか、あるいは誰かに納得していただいたものが必要とか、質はこれぐらいのものというのはいかに設定されているのでしょうか。

○山本室長 そういったものを有識者の方にきちんと見ていただくという意味で、先ほど年度末に開催する検討委員会の中で、調査報告書（案）という形でご覧いただいて、必要な質が確保されているのかといった観点で見ていただいているところでございます。

○浅羽副主査 報告書のほうは多分それでいいのだろう、そういうぐあいしかないのだろうと私も思うのですが、パンフレットのほうなのですが、おそらくパンフレットということなので、プロではない人が見てもある程度、ああ、そうかと思うようなものが必要なかと思うのですが、これについては検討委員会での議論となるのでしょうか。

それとも、皆様が何かちょっと違う目で見られるとか、そのようなことがあるのでしょうか。

○山本室長 これが平成25年度版で作成しているパンフレットではございますが、主査からも御指摘をいただいたように、8億をかけて国民の皆様、漁業関係者を初め、きちっと御理解いただけるようにということで、報告書は非常に数字とか図表等が詰まっているものですので、これをなかなか開いて読んでくれというのも難しいことから、こういったパンフレットをきちんとつくって、今年度の状況がどういった状況であるのかをわかっていただくという目的で、この検討委員会でもパンフレットについてご覧いただいて、作成をして、毎年度やっておるところでございます。

○浅羽主査 こんなことを言うのもおかしな話かもしれませんが、パンフレットの評判はいかがですか。漁協の方とか、おそらくそれは皆様が一番よく知っていることだと思うのですが、結構評判がいいとか、あるいはなかなか手にとってもらうのに苦労しているとかです。

○山本室長 これまでそういったものを実は十分つくっていなかったところもございまして、このパンフレットをつくったことについては、漁業関係者の皆様からも取り組みについて高く評価いただいておりますが、いかんせん先ほども主査からお話があったように、本当に皆さんに口頭でお話しているものが理解されているか、アンケート等のような形で結果としてきちんと見えるようにするという事業の進め方も改善をしていく必要があるのかなということで、今日は御指摘を受けて、改めて考えておるところでございます。

○尾花主査 最後に一点だけ、ずっと1者応札で説明会参加人数も少なくなっているため、次に手法としてやるとすると、単年度事業をどうにか複数年にできないかということだったのですが、多分モニタリングの場所等が年度ごとによって変わってくるから難しいという御説明なのだろうとは思いますが、何か工夫をする余地を探していただければとは思

っております。

それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 一点確認ですけれども、来年度の契約自体は1本でということによろしいでしょうか。

○尾花主査 それについては御検討の一助ということでしたのだと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましても、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

原子力規制庁におかれましては、本日の審議や今後、実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（原子力規制庁退室、文化庁入室）

○尾花主査 大変お待たせして申し訳ございませんでした。

続いて、文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務」の実施要項（案）について審議を始めたいと思います。

最初に文化庁文化部芸術文化課支援推進室の石垣室長より、事業の実施要項について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○石垣室長 文化庁の石垣でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、御説明申し上げます。

まず要項の前にA4横で「【次代の文化を創造する新進芸術家育成事業】に係る契約状況等の推移」をお配りしていると思いますが、最初にそれをご覧いただきたいと思います。ご覧いただきますと、平成24年から記入してございますが、1者応札が続いてございます。

この間、入札公告の期間を延ばすとか、仕様書を作成するとか、そういった形をとってきたのでございますが、なかなか1者から増えることがなかった。ただ、平成26年度の時に説明会参加者が3と書いてございます。実際に3者が説明会に参加していただいたのですが、企画提案には至らず、その理由を聞きますと一番下になりますけれども、事業予算規模が大きく予算執行などの対応が困難だというお話がございました。

いろいろな形で競争性を確保しなければならないということもございましたので、平成27年度をご覧いただきますと、応札が2者で以前と同様のJTBコミュニケーションズ、近畿日本ツーリストが企画提案されました。

なぜというところがあるのでございますが、ちょうど表の真ん中の「民間参入促進」の欄をご覧いただきたいのでございますが、説明会を前年に引き続き行ったのですが、事業規模の大幅縮小をさせていただきました。

この内容につきましては、恐縮でございますが実施要項の23ページをご覧いただきたいと思います。23ページの別紙2でございますが「従来の実施状況に関する情報の開示」がございます。

従来の実施に要した経費の大きい項目で上から3つ目に再委託費がございますが、平成24年度から平成26年度までにつきましては、育成事業の実施団体が事業を実施するための経費を再委託費として、この事業の中に入れておりました。その再委託部分を平成27年度から私どもが直接契約を行うような形に変えさせていただきました。そうしましたところ、先ほどの表にございますとおり2者から応募があったということで、ある程度意見を聞いて規模の縮小を図ったことによって、応札が増えたという状況でございます。

これが今までの実施状況でございます。

それでは、恐縮でございますが、要項に沿いまして説明させていただきたいと思います。

まず「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務」に係ります民間競争入札実施要項でございます。1ページ目はまず「1. 趣旨」でございます。ちょうど中ほどに書いてございますとおり、文化庁は公共サービス改革基本法別表において、民間競争入札の対象と選定されました次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務につきまして、民間競争入札要項を定めるというのがこの要旨でございます。

下でございますが2としまして、この詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項でございます。

「(1) 事業の概要」でございます。この事業でございますが、上から2行目になりますけれども「舞台出演の機会が少ない若手芸術家が実際に舞台に出演し経験を積む機会の提供」「今後の活躍が期待できる若手芸術家をセレクトした展覧会等を実施」「若手の芸術家や舞台技術者等が技術を磨き、知識を深めるために研修やワークショップ等」そういった事業を通しまして、人材の育成を図るというものでございます。

この事業でございますが、簡単な流れを申し上げますと、次の行で「企画提案要領でその条件を示して公募を行い、有識者で構成される審査会において、提案のあった企画のうちから優れた企画を複数選択し、その事業に対して、経費の支援を行う」というものでございます。

今、一連の事業の流れを申し上げたのでございますが、この流れを委託するということで、平成28年度に委託を行う事業内容で、まず①～⑤までこちらで今回、これを内容とさせていただきます。

2ページ目の上の「(2) 民間競争入札の対象となる本業務の詳細な内容」で、冒頭の部分で注意することという部分で、5項目挙げさせていただいてございます。

最初は実施に当たり、作業フロー、総括責任者等々について文化庁に報告していただく

ということで、以下5つ書いてございます。これにつきましては、ほかに類似の事業がございまして、そこと同様でございます。

「① 育成事業の運営事務局の設置」で、文化庁や育成事業の実施団体との調整等を行う事務局を設置し、その事務局にはファックス等を備える必要があるということ、受け付け時間等々、育成事業にかかわる情報を公開するウェブサイトを開設することを記載してあります。

「②平成28年度の育成事業に係る文化庁と実施団体との契約手続、概算払手続、精算手続等に関する支援業務」で、次のページの「a) 文化庁と実施団体との契約関係書類の作成マニュアルの作成」「b) 文化庁と実施団体との契約に係る関係書類の受付・チェック」「c) 文化庁から実施団体に対して概算払いを行う場合に必要となる書類の受付・チェック」「d) 文化庁と実施団体との額の確定・精算関係書類の作成マニュアルの作成」「e) 文化庁と実施団体との額の確定及び精算に係る書類のチェック」をお願いしようとするものでございます。

5ページでございますが「③平成27年度の育成事業の成果報告書の取りまとめ及び平成28年度の成果報告書の様式作成・送付に関する業務」で、まず5ページの一番下に「a) 平成27年度の育成事業の成果報告書の取りまとめ」について記してございます。次のページは「b) 平成28年度の育成事業の成果報告書の様式作成・送付等」とさせていただきます。

次は「④平成29年度の育成事業に係る実施団体の企画提案の受付に関する業務」で「a) 平成29年度の育成事業の企画提案の受付」「b) 受け付けた企画提案書及び付属書類の確認・チェック」をこちらでお願いするようにしてございます。

7ページは「⑤平成29年度の育成事業の実施団体を選定するための審査委員会に関する業務」ということで「a) 在宅事前審査書類の作成」になってございます。この事業でございますが、すぐに委員会を開くのではなくて、在宅事前審査を行っていただいた上でその結果を参考に会議審査を開催するというをやっておりますので、在宅事前審査もあわせて平成28年度も同様をお願いしようと思っております。

「b) 在宅事前審査書類の送付」「c) 審査書類の回収及び会議審査書類の準備」「d) 審査委員会の運営」「e) 会議審査の出席旅費、審査謝金の支払い」となっております。

その下でございますが「なお」としまして、本業務の引き継ぎ方法についてで、ほかの類似の事業と同様、「現行の事業者からの引継ぎ」「業務実施期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ」につきましてこちらに記載させていただいております。

次の9ページは「(3) 確保されるべきサービスの質」で、4項目挙げさせていただいております。一つとしまして、実施団体からの育成事業に関する質問等に適切に対応できたかどうか。これにつきましては、文化庁が実施団体に行うアンケート調査によりまして「適切に対応できていた」または「おおむね適切に対応できていた」の割合が、全実施団体の6割以上になることを目指してございます。

2番目としまして、育成事業の提出書類に関する実施団体とのやりとりに関しまして、これも同じようにアンケート調査でございますが「適切に対応できていた」または「おおむね適切に対応できていた」の割合が全体の60%以上。

3番目としまして、運營業務のスケジュールを添付させていただいておりますので、そのスケジュールのとおりに進めること。

最後でございますが、文化庁に提出する育成事業の各書類の内容に、誤字・脱字及び内容の間違い・欠落がないようにということで、今まで御案内申し上げましたとおり、出てきた資料の確認ですとかチェックでございますので、質の確保と申しましてもおおむねちゃんと適切に対応できたかどうか、対応できているかどうかにならざるを得ないということで、この形にしております。

「(4) 創意工夫の発揮可能性」「(5) 契約の形態及び支払」で、契約の形態は委託契約ということで以下②～③と記載しております。

「(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担」で、この事業に特化して新たに追加したものはございません。ほかの事業と同じでございます。

10ページは「3. 実施期間に関する事項」で、この契約期間につきましては平成28年4月1日から平成29年3月31日までで、1年間という形になってございます。

「4. 入札参加資格に関する事項」で(1)～(4)につきましてはほかと一緒にございます。

(5)で競争参加資格でございます「役務の提供等」でございます。大体3,000千万ぐらいでございますので、AまたはBが普通でございますが、今回、C等級につきましても質の確保ができていれば大丈夫だろうということで、C等級まで広げさせていただいております。

次のページでございますが、上から2つ目の(12)でございます。単独で業務を行えない場合、共同事業体として参加することができるということで、これもほかの事業を参考にさせていただいてこちらに記載させていただいているところでございます。

次が「5. 入札に参加する者の募集に関する事項」で、入札スケジュールにつきましては(1)に示すとおりでございます。

「(2) 入札の実施手続」につきましても、次の12～13ページの頭まで、特段この事業に特化して何か追加したものはございません。ほかの事業をそのまま載せております。

「6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」でございますが、まず「(1) 評価方法」で、企画書による評価ということで、技術評価点でございます。これは恐縮でございますが22ページをご覧いただきたいと思っております。

22ページ「評価項目一覧」でございます。こちらでまず「1 基本要素事項」ということで、組織的基盤に関する事項、経理的基盤に関する事項をちゃんと有しているかどうかということで、必須項目で配点を10点ずつ。

「2 本事業の概要」で、本業務の目的と背景について十分理解しているかどうかとい

うことで、これも必須で10点。

「3 本事業の内容」で、事業計画に関する事項で、確保される質のサービスを全て満たした企画を出しているかどうか、正確かつ円滑に執行する業務計画が提案されているかどうかということで、おのおの必須で10点ずつという形でございます。

「4 民間事業者に望まれる経験・能力等」で、まず「4.1 経験・能力等」ということで、文化芸術関連事業に係る実績があるか、人材育成に関する知見等々があるか、舞台芸術等々にかかわる業務の実績があるか、有益なネットワークを有しているかどうかにつきまして、加点としましておのおの5点ずつを入れさせていただきます。

「5 業務実施体制」ということで、全体運営に関する事項というところで、事業を遂行できる人数が確保されているかどうかにつきまして、必須10点。業務の従事者ということで、総括の従事者についての経験ですとか、業務の実績等々につきまして加点で10点ということで、おのおの必須が50点、加点が50点にさせていただきます。

恐縮でございますが14ページにお戻りいただいて、今、申し上げましたのが技術評価点でございますが、入札価格点につきましては、ここに書いてある式で計算したものとさせていただきます。入札価格に係る得点配分は50点、技術点が両方足して加点と必須で100点ということで、トータルで150点満点という形にさせていただきます。

「(2) 落札者の決定」ということで「ア」としまして、必須項目を全て満たし、予定価格の制限の範囲内で、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者ということで、これもほかと同じでございます。特段何か新しく加えたものはございません。

「イ」～「オ」としまして予定価格の制限に対して入札がない場合のやり方等々につきまして記載させていただきます。これも新しく加えているものはございません。

15ページは「(3) 落札者が決定しなかった場合の措置」で、必須条件等を見直した後、再度公告を行う等々につきましても、これも今までと変わってございません。

「7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」で、これにつきましては別紙2で先ほどあったとおりでございます。

「8. 民間事業者が文化庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項」でございますが「(1) 民間事業者が文化庁に報告すべき事項、文化庁の助言により講ずべき措置」につきまして「①報告等」「②調査」です。

16ページ「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」ということで①～④までです。

「(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」ということで「①委託事業の開始及び中止」からずっと続きまして18～19ページまでございます。これもほかと大きく変わるようなものはございません。類似の事業をそのまま使わせていただいています。

19ページ「9. 委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償」で、文化庁が賠償を行った場合、民間事業者が賠償を行った場合を両方①～②として

記載してございます。

「10. 委託事業の評価に関する事項」で「(1) 事業の実施状況に関する調査の時期」「(2) 調査の実施方法」「(3) 調査項目」「(4) 評価聴取等」「(5) 実施状況等の提出」

最後でございますが「11. その他委託事業の実施に際し必要な事項」ということで、これもほかの類似の事業と同様に記載させていただいておまして、何か新しくこの事業のために加えているものはございません。

雑駁でございますが、要項につきましては以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

実施要項の9ページ目の2行目で実施団体という単語が幾つか散見される場所なのですが、これは審査委員会によって補助金が出ると認定された団体という理解で合っていますか。

○石垣室長 そういうことです。認定された、もしくは今後申し込むところという意味でございます。

○辻専門委員 潜在的に今後落ちてしまうかもしれない団体も入っているわけなのですか。

○石垣室長 もちろんでございます。

○辻専門委員 つまり、このアンケートはめでたく受かった団体だけではなく、だめでしたという感じで落ちてしまった団体も入るのですか。

石垣室長 失礼しました。実際に選考されて、実際に事業実施する団体でございます。申し訳ございません。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

今回のこの業務の内容なのですけれども、審査委員会を支えるイメージで合っていますか。つまり、審査委員会と委員会が今後、芽が出る芸術家であるかどうかを判定した上で補助金をあげるかどうかを決める。それに当たって事務方がロジの部分、審査委員の先生に対して書面を送るとか、そういう部分のみを切り出して、事業者さんをお願いするという理解で合っていますでしょうか。

○石垣室長 そうでございます。

○辻専門委員 ですと、この審査委員会は特段その事業者側が何か用意する必要はなくて、文化庁様でこの審査委員会を用意なさっていて、審査委員会が既にある状態で別途事業者さんが事務を行うという理解で合っていますか。

○石垣室長 そうでございます。

審査員につきましては、私どものほうで選考させていただきます。実際に今、先生のお話にございましたようなロジの部分につきましては、御協力を賜るという形でございます。

○辻専門委員 ロジの内容の性質なのですけれども、今、ざっと拝見した限りでは書面の授受とか受け付けをしたりとか、会場の確保をしたりとかいう内容が見受けられているところではございます。

一点気になったのは22ページ目の「評価項目一覧」でございますが、その真ん中の下のほうに「4.1経験・能力等」という部分がございますが、4.1の②から人材育成に関する知見・ノウハウを有しているかとか、美術、映画の芸術分野に関する業務の実績があるかとか、この業界にいろいろ地理勘があるとか土地勘があるとか、この芸術の分野、世界における知見があるという点を評価項目に入れられているところなのですけれども、もちろんこれはあったほうがよいことはわかるのですが、今、拝見した事務の内容の性質を見る限りでは、さほど要らないのではないかという見方もできるかもしれません。

このあたりはどのような御見解をお持ちなのでしょう。

○石垣室長 先生がおっしゃるとおりなのかもしれませんが、ただ私どもとしましては、何もわからずにやってもらうよりは、ちゃんと実際に実施団体もそういった知見を持っていることを前提に質問したりしますので、そういう知見がないところに果たして実際に行っていたことがどうなのかということもございます。

私どもにかわって質問を受けていただいたり、チェックしてもらうものですから、例えば芸術団体とかになりますと、会計面でも芸術団体独特の会計項目があったりしますので、少なくともそういうことにつきましては、知っていてほしいことがございますので、必須項目ではございませんけれども、加点という形で入れさせていただいているということでございます。

○辻専門委員 ですと、全く今回の事業を初めて見る方が「評価項目一覧」を見たところ、うちはちょっと舞台芸術とかは今まで触ったことさえないと思った方がこれを見ると諦めてしまう可能性があるかもしれません。

他方で、従前の受託団体を見ると旅行会社系の方が今、見られているところなのですが、この実施要項の中にこういう舞台芸術、美術等の知見を持っているかどうかという項目があるのだけれども、現行の受託業者は実は旅行会社系の方ですので、実は求めている内容はそれほど高度ではないのですというメッセージと、さらに加えて今、おっしゃっていたような会計面についてこういう知識が必要になりますとか、多分もっと具体的なお話ができるのではないかと考えられたのです。

そこでこの「評価項目一覧」に書かれている②人材育成に関する知見・ノウハウを有している、業務の実績があるとかいう部分については、もうちょっと別表か何かで、例えばこういうものが求められていますと、単純な事務として比較してこういう会計上の知識が必要ですかというものを書いていただくと、新規参入業者もこれはうちでもできるかもしれないと思うのかなと考えたのですが、いかがでしょうか。

○石垣室長 私どもの考えとしましては、ここで説明するよりは事業説明会をやるので、そこである程度の説明をできるのかなと思っているところでございます。

○辻専門委員 でしたら、こちらの書き方に工夫があるのかなと思ひまして、例えば「文化芸術関連行政事業」という、多分ここで作られた言葉だとは思うのですが、素人が見ると中身がふわっとしてよくわからないと思ひます。

さらに、例えば4.1の③で「舞台芸術、美術、映画の芸術分野に関する業務の実績」もかなりふわっとして思ひます。関するというのは、具体的にどれくらい関連しているのがいいと考えていらっしゃるのでしょうか。

○石垣室長 そこは度合いがあると思ひます。おっしゃるとおりです。

ただ、幅があると思うのですが、全くそういった業務にかかわっていなかったところになりますとどうなのか。かかわっていたほうが私どもとしては先ほど先生のお話にあったように、有益なことができますので、そこは外せないのかと思ひます。

ですから、ここは加点という形にさせてもらっていますので、そこで0～5という中で加点してもらおうのだからと思ひています。

○辻専門委員 現状の「評価項目一覧」の特に4.1にフォーカスしているところですが、4.1の部分を見たらもううちは関係ない、無理だと思ってしまうようなメッセージに見えると思ひます。

そこで、もちろん現状はこの位置でも構わないのですが、この内容について説明会で詳しく御説明なさるのも非常によいかと思ひますけれども、少なくともこの実施要項の4.1の部分を見た瞬間に、もううちは関係ないと思ってしまう方が出てくることを避けるために、もうちょっとだけ具体化して欄外か何かでも構いません。何か具体的な文言を追加できればと思ひますので、そのあたりを御検討いただければと思ひます。

○石垣室長 どこまで書けるか分かりませんが、ただ、先生が先ほどからのお話にございます経験等についてはあくまで加点でございますので、幅の中でどのようにやっていくかありますので、そこは工夫させていただきますけれども、御満足いただけるようなものになるかどうかは、大変恐縮でございますが、幅があるということをお理解賜ればと思ひます。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 私から2点。

一つは今の続きで幅の話なのですが、この4.1で加点20点がおそらく幅だと思ひます。20点がどれだけのインパクトなのかと思ひまして、入札価格点と比較してみますと、予定価格分の入札価格で1から控除して50点を掛けるということですので、仮にですが予定価格と入札価格の割合が、予定価格に対して1割安い札を入れたという場合に、点数が何点なのかと計算すると5点なのです。

この1割のインパクトの5点。もしも先ほどの20点の、0点对20点ということはないと思ひますが、幾ら幅とおっしゃっても、そんなことはないと思ひます。0点のところが入ってくると思えないのですが、仮に10点と20点とかそれぐらいの幅だとしても10点で、そうすると予定価格単位で価格点の2割分もの幅が果たしてここで必要なのか。

そこまで求められるものなのかなとお話を伺っているとロジをきっちりやってほしい、ただ、芸術のことはわかっている方にといいことだと、かなり多いのかなという印象を持ちました。

ですので、これはもう御検討いただくということなので幅の話で、そのように私は思ったということをお伝えしたかったのが一つです。

あと、純粋に質問なのですが、これは要項案の2ページで御説明いただいた、ウェブサイトを開設することと書いてあるのですが、これはアドレスを拝見すると「jtb.com」の中にあるのですが、これは文化庁さんがやられる育成事業もこの情報の公開を、受託者のウェブサイトの中でやるという理解でよろしいのでしょうか。

○石垣室長 そういいうイメージでございます。

今までもこういう形で見させていただくとわかるとおり、このような形でやっていただいています。最初、ここの募集をかける段階から、実際の委託業者はここです、何かあればここを見てくださいみたいなことをやっていますので、それと平成24年からやっていますので、この事業に応募される方につきまして、文化庁のあれではなくて、ちゃんとこういうところであるのだということとは十分承知していると理解してございます。

○浅羽副主査 そこで気になったのが、事業者が変わったときにどうなるのだろうかということ。何年も続けていてそこでというのは多分この業界の中では大体常識なのだろうかと私も思いました。実際に運営されていますから、だから大丈夫なのだろうかと、もし問題があったら多分変えているでしょうから、そうではなくてやっているときに、もし新規の事業者になったときにどう行くのかなというところが気になりました。

○南川係長 補足させていただきますと、そういう意味では公募をするときに一番問題になるかと思うのですが、公募の段階では、初めて育成事業をやりたいという芸術団体が応募されてきますので、公募要領については文化庁のホームページで公開しております。

JTBのホームページで公開しておりますのは、実際に採択された後の団体が事業を実施する際のFAQであるとか、マニュアルとか、そういったものがここに掲載されています。先生がおっしゃるように、事業者がかわったとしても、採択された段階では事務担当事業者はここですという通知が行きますので、そこは問題がないかと考えております。

○浅羽専門委員 ということは、文化庁さんのウェブサイトにもこれの入り口というか、そもそも応募したいと思った人がやれる情報があるということでしょうか。

○南川係長 応募要領自体は文化庁のホームページで出しておりますので、そこは問題なくできていると思います。

○石垣室長 補足させていただきますと、応募するときは私どものホームページを見てほしい。実際に採択された団体が、例えば何かの書類を出すとかそういった実際のフォーマットとか出し方ですとか、その注意点等につきまして、こちらのサイトに載っているというだけでございますので、最初の応募のところ、実際に申請するまでは文化庁のホーム

ページを見ていただく。審査結果が出た、実際に何か申請資料を出してもらいたいときには事務担当事業者のサイトを見るという形でございます。

○辻専門委員 先ほどの続きで、実施団体という文言に関する定義はどこかに明記されていたりはするのでしょうか。

○石垣室長 すみません。していませんね。

○辻専門委員 でしたら、できればそのあたりを冒頭かどこかに定義の一文だけ入れていただければと思います。

以上です。

○尾花主査 御説明いただきありがとうございます。

本事業は複数応札もいただいているので、今後もうまくできるのではないかと思うのですが、例えば、23ページの「従来の実施状況に関する情報の開示」の点についてなのですが、例えば事業費の旅費を見ますと、平成26年度に比べて平成27年度は非常に低いとか、借損料も急に7倍ぐらいになっているとか、消耗品費も5倍に増えている等、非常に大きな変動があるのですが、開示をされる際には何か変動の要因を記載されると、応札事業者が推測しやすいのではないかと思いますので、何か思い当たる要因があれば書かれるのが一つ工夫なのではないかと思います。

あと、他の委員も申し上げましたが、22ページの4と5についてなのですが、芸術について実績がある方はおそらく知見やノウハウも有しているという意味で、一つ実績がある方は4.1についてはストレートで20点とれてしまうのではないだろうかという、実績を見たいときに一つ実績があることによって、それが重ねて加点になるのではないかという読み方もできるのかなというのが一つ。その意味でいくと、業務実施体制でいっても、おそらく業務実施体制は具体的に何かをやる事業担当者について見たいというお考えかと思うのですが、これは総括について経験を有していることと、②の企画運営担当について経験を有しているという見方なのですね。そうするとそのような方が属している民間事業者は、また上のところで結局加点されるのではないか。

何か加点の目指すものと評価項目が二重にならないようにする工夫もあるといいのではないかというのが、これを読ませていただいて感じた点です。

最後の点なのですが、これは単年度事業にしなければならない理由は何かございますでしょうか。

○石垣室長 これは国の会計制度上単年度しかできないものですから、単年度にさせていただいています。例えば、独立行政法人ですとかそういうところであれば、組織の長が決める中期目標期間内であれば、それができる形になっていますのでそれをとり得るのですが、今の段階では国の会計制度上は1年、単年度にしかならないという状況になっています。

もちろん、単年度でも例えば建物の施設ですとかそういったものについては別ですけども、多くは単年度でやらなければいけないという状況になっています。

これは私よりも事務局にお答えいただいたほうが良いと思います。

○事務局 国庫債務負担行為の要求をし、認められれば制度上は可能ということです。

施設管理のような義務的なものであれば認められやすいと思うのですが、なかなか説明しても難しい事業もたしかにあると思っております。

○尾花主査 分かりました。ありがとうございます。

あと、最後に一点なのですが、1.1と1.2なのですが、事業規模が小さいのに比して経理的基盤で要求する事項が非常に多い気がして、推測するに6～9億をお預けしているときに要求していた要件が残っているのではないかという気がしまして、今回の3,000万円規模の事業でここまで要求される必要があるのかどうかについても、検討していただければと思います。

○石垣室長 ここはどちらかと言うと全体の並びの話なのかという感じがしています。ですから、組織的基盤とか経理的基盤というのはどの事業に対しても同じような形で書かれていますので、私どもはあえて3,000万円だからここをどうにかするのではなくて、3,000万円であったとしてもサービスを提供することには変わりはありませんので、ほかの事業と同じような形でこれもさせていただいているというところでございます。

○尾花主査 分かりました。

それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 3点御指摘をいただきました。

まず実施団体という文言の定義づけ。事業費の変動要因がある場合については、それについての注記。最後に評価項目について4.1の部分について配点等を見直すことということで宿題をいただいたと承知しておりますが、よろしいでしょうか。

○辻専門委員 できればもうちょっと具体的に書くことを御検討いただければと思います。4.1の部分です。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

文化庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。